

工事請負基本契約約款

(総 則)

第1条 元請業者三ツ和総合建設業協同組合（以下「甲」という。）と組合員及び協力業者（以下「乙」という。）は、次項により甲が注文する工事（以下「工事」という。）を次項に定める注文書（注文書記載事項を一部変更して合意した場合には、変更後の注文書をいう。以下同じ。）に定めるもののほか、この基本契約約款および別冊の図面・仕様書（現場説明書および現場説明に対する回答書を含む。以下これらの図面および仕様書を「設計図面」という。）に従い、誠実に完成する。

2. 甲は、工事を注文するときは、乙に対して注文書を発行し、乙は甲に対して注文請書を提出する。（これによって成立する契約を以下「工事契約」という。）

(請負代金内訳書および工程表)

第2条 乙は、甲の請求があったときは、設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書および工程表を作成し、工事契約成立後すみやかに甲に提出して、その承認を受ける。

(法令等遵守の義務)

第3条 甲および乙は、工事の施行にあたり建設業法、その他工事の施行、労働者の使用等に関する法令およびこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。

2. 甲は、乙に対し必要な指示、指導を行ない、乙はこれに従う。

3. 乙は、工事を施行するにあたって、再下請負人（再下請負が数次にわたって行なわれるときは、二次以下のすべての下請負人を含む。以下同じ。）に前2項に規定する法令および行政指導ならびに甲の指示、指導を遵守させる。

(保証人)

第4条 乙は、甲が工事契約から生ずる乙の金銭債務について、乙と連帶して弁済の責を負う保証人を立てるよう求めたときは、すみやかに甲の承諾する保証人を立てる。

2. 保証人がその義務を果せないことが明らかになったときは、甲は乙に対してその変更を求めることができ、乙はその指示に従うものとする。

(書面主義)

第5条 この基本契約書の各条項に基づく協議・承諾・通知・指示・請求書等は、この基本契約書に別に定めるものほか原則として、書面により行なう。ただし、甲は工事現場の乙および乙の関係者に対する施行上の指示は口頭で行なうことができる。

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、工事契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2. 乙は、工事目的物または工事現場に搬入した工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、貸与し、または質権その他の担保の目的に供しない。
ただし、甲の正面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(委任または再下請負)

第7条 乙は、工事の全部または一部を再三者に委任し、または再下請けさせてはならない。

ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2. 乙は、前項ただし書きにより甲の承諾を得た受任者または再下請負人を変更しようとする場合は、改めて甲の承諾を得なければならない。

(関係事項の通知)

第8条 乙は、甲に対して、工事に関し、次の各号に掲げる事項を工事契約成立後遅滞なく甲の定める様式により通知する。

- (1) 現場代理人および主任技術者の氏名
- (2) 雇用管理責任者の氏名
- (3) 安全衛生責任者の氏名
- (4) 安全管理者および衛生管理者の氏名
- (5) 工事現場において使用する一日当たり平均労働者数
- (6) 工事現場において使用する労働者に対する賃金支払いの方法
- (7) その他甲が工事の適正な施行を確保するため必要と認めて指示する事項

2. 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく書面をもつてその旨を通知する。

(事業内容等の報告)

第9条 甲は、必要に応じ、乙にその事業経営内容ならびに調達資料および労賃の支払状況、納税状況等について報告を求めることができ、乙はその指示に従うものとする。

(安全衛生の確保等)

第10条 甲および乙は、工事の施行にあたり、人身上の災害、財産上の損害を防止するため、万全の措置を講ずる。

2. 乙は、甲が定める安全衛生管理に関する規定・基準・指導事項等を遵守するとともに、安全衛生管理体制を確立し自主的に災害防止活動を推進する。
3. 乙は、乙の労働者の災害について、労働基準法第87条第2項に定める使用者として補償引受けの責を負う。

(誓約書の提出)

第11条 乙は、工事の施行にあたり、労務安全衛生管理に関する誓約書を提出し、これを遵守する。

(特許権等の使用、秘密の保持)

第12条 乙は、第三者の特許権その他の権利の対象となっている施工方法、工事材料および建設機械器具等を使用して工事を施行するときは、その使用に関する一切の責を負う。ただし、甲の指示によって使用したもので、乙が第三者の権利の対象となっていることを知らなかつたものについては、この限りではない。

2. 乙は、工事契約の履行によって知り得た施工方法または甲と共同して開発した施工方法について、甲の書面による承諾を得ないで、特許権等の工業所有権を出願し、または第三者をして出願させてはならない。
3. 乙は工事契約の履行によって知り得た工法・技術、これらに関連する情報・知識ならびに甲および発注者の営業上の秘密を一切他に漏らしてはならない。

ただし、前項により工業所有権の出願に伴う範囲および甲の書面による承諾を得たものについては、この限りではない。

(現場常駐・現場代理人および主任技術者)

第13条 乙または現場代理人は、工事契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営取締りを行なう。

2. 現場代理人は、この基本契約書に基づく乙の一切の権限（請負代金額の変更、請負代金の請求および受領、工事関係者に関する措置請求ならびに工事契約の解除に係るものを除く。）を行使する。

ただし、現場代理人の権限については、乙が特別に委任しましたは制限したときは、甲に書面で通知する。

3. 乙の主任技術者は、工事現場における工事施行の技術上の管理をつかさどる。

4. 現場代理人と乙の主任技術者とはこれを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

第14条 甲は、現場代理人・主任技術者、その他乙が工事を施行するために使用している再下請負人・労働者等で、工事の施行または管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2. 甲は、前項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を乙に通知する。

(工事材料の品質および検査等)

第15条 乙は、工事材料を用いるにあたっては、甲の検査または試験に合格したものを使用する。

2. 甲は、乙から前項の検査または試験について立会い、確認を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。

3. 前2項の検査または試験に必要な費用は、別に定める場合を除き、乙の負担とする。

4. 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を甲の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

5. 乙は、前項の規定にかかわらず、検査または試験の結果不合格と決定された工事材料については遅滞なく工事現場外に搬出する。

6. 工事材料につき、設計図書にその品質が明示されていないものは甲の指示による。

7. 第1項から第5項までの規定は、建設機械器具についても準用する。

(甲の立会いおよび工事記録の整備)

第16条 乙は、調合を要する工事材料のうち、甲が必要と認めるものについては、甲の立会いを受けて調合し、または見本検査に合格したものを使用する。

2. 乙は、水中の工事または地下に埋設する工事、その他施行後外面から明視することのできない工事を施行するときは、甲の立会いを求めるものとする。

3. 甲は、乙が前3項の立会いまたは見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。

4. 乙は、設計図書において見本または工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事材料の調合または工事の施行をするときは、設計図書で定めるところによりその記録を整備し、甲の要求があったときは、遅滞なくこれを提出する。

(支給材料および貸与品)

第17条 支給材料または貸与品の品名・数量・品質・規格・性能・引渡し場所・引渡し時期・返還場所または返還時期は設計図書の定めるところによる。

2. 甲の支給材料および貸与品は、あらかじめ甲の検査または試験に合格したものとする。甲が必要と認めた場合は、甲の検査または試験に乙の立会いを求める。

3. 乙は支給材料または貸与品の数量・品質・規格または性能が設計図書と異なり、または使用に適当でないと認めたときは、遅滞なくその旨を甲に通知する。

4. 乙は、支給材料または貸与品について、善良なる管理者の注意をもって使用し、または保管する責を負う。

5. 乙は、支給材料（有償支給材料を除く。）が不用となったとき、または貸与品が使用済みとなったときは、すみやかにこれを甲に返却する。

6. 第1項および第2項に定める事項に変更があったときは、その措置につき甲乙協議して定める。

(設計図書に不適合の場合の改造義務)

第18条 乙は工事の施行が設計図書に適合しない場合において、甲がその改造を請求したときは、直にこれに従い、これによって請負代金額および工期は変更しない。

ただし、その不適合が甲の指示による等甲の責に帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は甲は負担する。

この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期を変更する。

2. 甲は乙が前項の改造を行なわないとき、またはこれを行なわないことが明らかであるときは、乙の費用負担において、自ら行なうかまたは第三者にこれを行なわせることができる。
(条件変更等)

第19条 乙は、工事の施行にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を甲に通知し、その確認を求める。

- (1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと
- (2) 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと、および設計図書に誤謬または脱漏があることを含む。）
- (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件が実際と相違すること。
- (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと

2. 甲は、前項の確認を求められたとき、または自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行ない、元請契約の注文者と必要な協議を行なって、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、その指示を含む。）を書面をもって乙に通知する。

3. 第1項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書を訂正し、または工事内容、工期もしくは請負代金額を変更することがある。

(工事の変更・中止等)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し、または工事の全部もしくは一部の施行を一時中止させることができる。
この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期または請負代金額を変更する。

(乙の請求による工期の延長)

第21条 乙は、天災・不可抗力その他正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって通知する。
この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期を延長する。

2. 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

(甲の請求による工期の短縮等)

第22条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、乙に対して書面をもって工期の短縮を求めることができる。

この場合における短縮日数は、甲乙協議して定める。

2. この基本契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、甲乙協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行なわないことができる。

3. 前2項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

(賃金または物価の著しい変動に基づく請負代金額の変更)

第23条 工期内に賃金または物価の著しい変動により請負代金額が明らかに不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。ただし、甲の元請契約において甲の請負代金額の変更が認められなかった場合は、この限りでない。

(臨機の措置)

第24条 乙は、災害防止等のため必要があると認められるときは、甲に協力して臨機の措置をとる。

2. 甲は、災害防止その他工事の施行上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

3. 乙が前2項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと甲が認めた部分については、甲がこれを負担する。

この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第25条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物または工事材料について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害（この基本契約書において別に定める損害を除く。）は、乙の負担とする。

ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第26条 工事の施行について工事関係者およびその他の第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。

ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものおよび工事の施行に伴い不可避の事象により生じたものについては、この限りでない。

2. 前項の場合その他工事の施行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決にあたる。

(天災その他不可抗力による損害)

第27条 天災その他不可抗力によって、甲の確認した工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済の工事材料に損害を生じたときは、乙はその事実発生後直ちにその状況を甲に通知する。

2. 前項の損害のうち重大なものは、甲乙協議のうえ甲が負担する。

ただし、乙が善良なる管理者の注意を怠ったことに基づく部分は、この限りでない。

3. 火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、第1項の損害額からこれを控除する。

(検査および引渡し)

第28条 乙は、工事が完成したときは、その旨を甲に通知する。

2. 甲は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく乙の立会いのうえ工事の完成を確認するための検査を行なう。

3. 前項の検査によって工事の完成が確認された場合は、甲および乙は直ちに工事目的物の引渡し・受取りを完了する。

4. 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、遅滞なくこれを修補して甲の検査を受ける。

この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前3項の規定を適用する。

(部分使用)

第29条 甲は、前条第3項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部または一部を設計図書の定めに従いまたは乙の同意を得て使用することができる。

2. 甲は、前項の規定による使用により、乙に損害を及ぼしましたは乙の費用が増加したときは、その損害を賠償しました增加費用を負担する。

この場合における賠償額または負担額は、甲乙協議して定める。

(部分引渡し)

第30条 甲は、工事目的物の一部について設計図書の定めによりまたは甲乙双方の合意により引渡しを受ける場合は、第28条に準じて検査を行ない、その引渡しを受けることができる。

(請負代金の支払方法および時期)

第31条 工事契約に基づく請負代金・前払金・部分払いの支払方法は、注文書の定めるところによる。

2. 支払時期は請負代金・前払金・部分払いとも、甲の発注者より支払月の5日迄に入金したるものを作成月15日に銀行振込にて支払うものとする。

3. 甲は、やむを得ない場合には、乙の同意を得て支払いの時期または支払方法を変更することができる。

(前払金)

第32条 甲は乙に前払金を支払うことができる。

(部分払い)

第33条 甲の発注者より甲が部分払いを請求することができる場合は、乙に対して部分払いをすることができる。この場合は、甲は乙に通知し、乙が請求したときに支払う。

(引渡し時の支払い)

第34条 乙は、第28条(検査および引渡し)第2項の検査に合格したときは、引渡しと同時に請負代金の支払いを請求することができる。

2. 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書に定めるところにより請負代金を支払う。

(労賃等の立替払い)

第35条 乙が労賃、再下請負工事代金、材料代その他の支払いを遅滞したとき、または支払いを遅滞するおそれがあるときは、甲は、労働者、再下請負人、材料納入業者等の申し出により事情を調査のうえ、乙に代わってこれを立替払いすることができる。

2. 再下請負人が労賃、材料代その他の支払いを遅滞したとき、または支払いを遅滞するおそれがあるときは、乙は再下請負人に代って直ちにこれを支払う等適切な措置を講ずる。

3. 前項の場合において、乙が適切な措置を直ちに講じないときは、甲は、乙に代わってこれを立替払いすることができる。

(相殺)

第36条 乙が第41条（甲の解除権）第1項の各号の一に該当したときは、乙は、契約解除の有無にかかわらずこの基本契約書の各条項において甲に対し負担する前払金・立替金・損害賠償金等一切の債務の期限を当然に失い直ちに甲に支払わなければならない。

2. 甲は、乙に対して有する弁済期の到来した債権と、乙に対して負担する工事代金支払債務等とを相殺することができる。

(所得権の帰属)

第37条 工事目的物の所有権は、工事の進捗に従い、そのつど甲に帰属する。

2. 工事現場に搬入した工事材料の所有権は、甲に帰属する。

ただし、検査の結果不合格となった部分については、この限りでない。

3. 乙は、前2項の所有権の帰属につき、乙の再下請負契約において、乙の再下請人と同一趣旨の特約をしなければならない。

とし、補償額は、甲乙協議して定める。

(かし担保)

第38条 工事目的にかしがあるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、または補修に代えもしくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2. 乙は、甲が前項により修補を求めたときは、その期間内に修補を行なう。

この場合において、乙が修補を実施しないときは、乙の費用負担において、甲が自ら修補する

かまたは第三者に修補させることができる。

3. 第1項の規定によるかしの修補または損害賠償を請求することができる期間は、民法の定めるところによる。

ただし、甲の元請契約において、民法の定めより短い期間を定めている場合は、当該期間とする。

4. 工事目的物が第1項のかしにより滅失またはき損したときは、甲は、第3項に定める期間内で、かつ、その滅失またはき損の日から2カ年以内に限り第1項の権利を行使することできる。

ただし、甲の元請契約において、2カ年より短い期間を定めている場合は、当該期間内に行使するものとする。

5. 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質または甲の指示等により生じたものであるときは、これを適用しない。

(かし担保保証金)

第39条 甲は、工事の状況により、乙に対する最終金支払時にかし担保保証金を支払金より留保することができる。

金額については、甲乙協議して決める。

(履行遅滞の場合における損害金)

第40条 乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して工期を延長することできる。

2. 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年率8.25%の割合とする。

3. 第1項の場合において、甲は、甲の注文者あるいは他の関係業者から損害金等を求められたときは、乙に対して、前項の損害金のほか、その額を請求することができる。

4. 甲の責に帰すべき理由により請負代金の支払いが遅れた場合においては、乙は未受領金額につき、年率8.25%の割合で計算した額の遅延利息を甲に請求することができる。

ただし、乙が一般建設業の許可業者で個人企業または資本金1,000万円未満の法人であるときは、この遅延利息の率は年率14.6%とする。

(甲の解除権)

第41条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく工事契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき、またはその責に帰すべき理由により工期内または期限後相当の期間内に工事を完成する見込みがないとき
- (2) 乙が無能力者となったとき、その居所が不明のときまたは工事を放棄したり、正当の理由がないのに工事を休止したとき
- (3) 工事の施行技術、労務管理、安全衛生管理などが拙劣不良で甲に重大な迷惑をかけたときまたはそのおそれがあるとき
- (4) 仮差押さえ・差押え・仮処分もしくは競売の申請または破産・和議開始・会社更生手続開始・会社整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあったときまたは清算に入ったとき
- (5) 租税公課を滞納して督促を受けたときまたは保全差押えを受けたとき
- (6) 支払いを停止したときまたは手形交換所の取引停止処分があったとき
- (7) 第42条（乙の解除権）第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき
- (8) 前各号に掲げる場合のほか工事契約に違反しましたは甲の指示に従わないと工事契約の履行が困難であると認められたとき

2. 前項各号の場合、甲が工事契約を解除したと否とにかかわらず、甲に損害を生じたときは、乙はこれを賠償する。

3. 甲は、工事が完成しない間は、第1項に規定する場合のほか必要があるときは、工事契約を解除することができる。

4. 元請契約が解除され、または工事内容が変更される等により、工事契約の目的が消滅したときは、工事契約は当然にその効力を失うものとする。

(乙の解除権)

第42条 乙は、次の各号の一に該当する理由のあるときは、工事契約を解除することができる。

- (1) 第20条（工事の変更、中止等）第1項の規定により工事内容を変更したため請負代金額が2/3以上減少したとき

(2) 第20条第1項の規定による工事の施行の中止期間が6カ月を超えたとき。

ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3カ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき

(3) 甲が工事契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難となったとき

(4) 甲が請負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき

2. 乙は、前項の規定により、工事契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。

この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(解除に伴なう措置)

第43条 工事契約が解除された場合においては、前2条によるほか、つきの各号に定めるところによる。

(1) 乙は、工事の出来形部分と、検査済みの工事材料および貸与品を甲に引き渡すものとし、甲乙協議して清算する。

第41条（甲の解除権）第4項により工事契約が失効した場合もこれに準ずるものとする。

(2) 第41条第1項によって工事契約を解除したとき、精算の結果過払いがある場合は、乙は過払額についてその支払いを受けたときから年率8.25%の割合で計算した利息を付して甲に返済する。

(3) 工事現場に搬入した工事材料等については、甲乙協議して期間を定め、乙はその引取り、あと片付け等の処置を行なう。

乙が正当な理由なく当該措置を怠っているときは、甲は乙の費用負担において乙に代ってこれを行なうことができる。

(紛争の解決)

第44条 この基本契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議がととのわない場合、その他工事契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲または乙は、当事者の双方の合意により選定した第三者または建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせんまたは調停により解決を図る。

2. 甲または乙は、前項のあっせんまたは調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前項の規定にかかわらず審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第45条 この基本契約書に定めのない事項および疑義については、甲乙協議のうえ従来の慣例を考慮して決定する。

(契約期間)

第46条 この基本契約書の有効期間は、締結の日から1カ年とする。

ただし、期間満了30日前までに甲または乙から文書による解約の申入れがないときは、自動的にさらに1カ年延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第47条 この基本契約が解約されまたは失効した場合において、その失効または解約時ににおいて、現に施工中の工事契約については、この基本契約書の各条項はなおその効力を有するものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

住所

甲

氏名

印

住所

乙

氏名

印